

新潟県教育財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

新潟県教育委員会規則第4号

新潟県教育財産事務取扱規則の一部を改正する規則

新潟県教育財産事務取扱規則（昭和48年新潟県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(教育財産の使用許可基準) 第25条 教育機関の長等は、教育財産の使用目的が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第238条の4第7項の規定に基づき使用させることができる。 (1)～(7) (略)	(教育財産の使用許可基準) 第25条 教育機関の長等 <u>(近代美術館万代島美術館長を含む。第28条において同じ。)</u> は、教育財産の使用目的が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第238条の4第7項の規定に基づき使用させることができる。 (1)～(7) (略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。